

元日本学術振興会外国人特別研究員による 研究活動上の不正行為（盗用）について

1. 案件概要

平成27年9月、独立行政法人日本学術振興会に日本学術振興会外国人特別研究員（以下「外国人特別研究員」という。）の学会発表及びその予稿集原稿に対し、盗用の疑いがあるとの申立てがあった。

これを受け、外国人特別研究員の受入機関である本学において、調査委員会を設置し調査を行った結果、申立内容の学会発表及びその予稿集原稿に盗用があると認定され、外国人特別研究員が関与していたと判断された。

2. 調査経過等

平成27年 9月17日 学内委員4名による予備調査委員会を設置（以降、平成27年11月までに委員会を計2回開催）

平成27年11月25日 学内委員5名（平成28年4月からは6名）、学外委員1名（弁護士）による不正行為調査委員会を設置（以降、平成28年6月までに委員会を計8回開催、面談調査を計1回実施、不正行為及び盗用の要件を分析的に検討し、盗用に該当するか否かについて、盗用の判断要件により判断することとし、申立者及び被申立者に対し関係資料の提出を求めるとともに、書面による事実確認等を実施の上、収集した資料等を客観的に検証することにより調査を行った）

平成28年 6月13日 本学から日本学術振興会へ調査報告書を提出

3. 調査の概要

【不正行為について】

元外国人特別研究員（※）は、2014年度（平成26年度）日本中国語学会全国大会（平成26年11月）での発表及び同予稿集原稿において、申立者の発表前の論文の一部及び学説全体について盗用を行った。

※外国人特別研究員の受入期間は平成27年9月30日で終了

【不正行為と競争的資金との関係】

盗用が認定された研究活動は被申立者に係る科学研究費補助金（特別研究員奨励費）により実施されたものであるが、当該研究活動と直接の因果関係が認められる経費の支出はなかった。

4. 外国人特別研究員に対する措置

本学は、被申立者を外国人特別研究員として受け入れていたものであるが、本学の所属職員ではないため、懲戒等の処分の対象とならない。

なお、不正行為の認定を受けた予稿集原稿は、日本中国語学会により、本調査実施中に、学会ウェブサイトに掲載されているプログラムや予稿集から削除されている。